



鳥取県公報

平成 19 年 10 月 17 日(水)
号外第 1 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則 (89) (税務課) 3

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県税条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県税条例の一部が改正され、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者に係る狩猟税の証紙徴収の手続が改められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県税条例施行規則の一部改正

県外の者その他の証紙を購入することが困難な者が出納員の管理する口座に証紙の額面金額に相当する現金を振り込んだ場合に知事が関係書類に押印する納税済印の様式を定める。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

(1)の納税済印の押印に関する事務処理決裁権限を税務課長の専決事項とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第89号

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

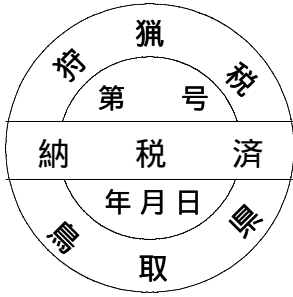
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節及び第2節 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第3節 狩猟税(第58条の2)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 略</p> <p style="padding-left: 4em;">第3章 目的税</p> <p style="padding-left: 6em;"><u>第3節 狩猟税</u></p> <p>(納税済印)</p> <p><u>第58条の2 条例第211条第3項に規定する規則で定める納税済印は、第71号様式の2のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 4em;">第4節 略</p> <p>様式目次</p> <p style="padding-left: 2em;">1～11 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>12 狩猟税関係</u></p> <p><u>第71号様式の2 納税済印</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>13 略</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節及び第2節 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第3節 略</u></p> <p style="padding-left: 4em;">第3章 目的税</p> <p style="padding-left: 6em;"><u>第3節 略</u></p> <p>様式目次</p> <p style="padding-left: 2em;">1～11 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>12 略</u></p>

第71号様式の2（第58条の2関係）



（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第2条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前													
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）													
個別事務に係る事務処理権限										個別事務に係る事務処理権限													
所 属 名	事 項 類 別	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 類 別	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称				
			専決権者			委任決権者							知事	専決権者	委任決権者	知事	専決権者			委任決権者			
			部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長									部長	課長		地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長
略	略	略								略	略												
税 務 課	四	鳥取県税 条例（平成 13年鳥取県 条例第10 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務（税務 課の所掌事 務に係るも のに限る。）	9	同条例第178条第 1項の規定による 申告書若しくは同 条例第2項の規定に よる報告書又は同 条例第179条の規定 による申告書若し くは修正申告書の 受理															東 部 総 務 所 長				
			10	同条例第211条第 3項の規定による 納税済印の押印																			
			11	1から10まで以 外の事務															総 務 所 長				
略										略													
略										略													

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第71号）附則第2項の規定により同条例による改正後の鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10条）第211条第2項の規定により振り

込まれたものとみなされた現金について同条第1項の関係書類に押印した納税を証するための印は、第1条の規定による改正後の鳥取県税条例施行規則第58条の2に規定する納税済印とみなす。